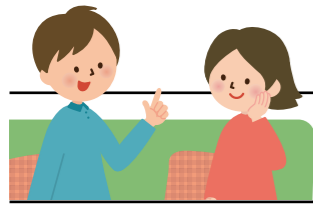


いよいよ、マイナンバーを 順次お届けします



マイナンバーは生涯にわたって使います。
大切にしてください。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



11月から串間市内での配達が始まる予定です

マイナンバー（個人番号）の通知は、住民票の住所に簡易書留で世帯ごとにお届けします。
通知は、11月中ごろ～おおむね12月中に届きますので、大切に保管してください。

こちらの封筒が届きます。



- 封筒の中にマイナンバー（個人番号）をお知らせする、**通知カード**が入っています。
- 配達時に不在だった場合は「**簡易書留ご不在連絡票(マイナンバー専用)**」が投函されます。7日以内に再配達か郵便局窓口にてお受け取りください。
- 配達状況については、**個人番号カードコールセンター**へお問い合わせください。

〔個人番号カードコールセンター〕

☎0570-783-578

平日 9:30～22:00
土日祝 9:30～17:30

！通知カードは大切に保管してください



- 社会保障、税、災害対策の分野の手続きで、マイナンバーが必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続きを行うこととなります。
- 税の手続きにおいて、証券会社、保険会社などの金融機関からマイナンバーの提示を求められる場合があります。

？個人情報が一元管理され、外部に漏れる恐れはありませんか？

A マイナンバーを**安心・安全**に利用するために、**制度とシステムの両面から**個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護

罰則の強化



マイナンバーの漏れや目的外の収集には刑事罰が科される場合があります。

第三者機関による監視



マイナンバーの運用を厳しく監視する、特定個人情報保護委員会が設置されました。

なりすましの防止



行政手続きなどで、マイナンバーのみでの本人確認は行われません。

システム面の保護

情報は分散管理



一元管理しないことで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。

システムへの接続制限



各機関で情報連携を行う際は、接続できる人を制限します。通信の暗号化も行われます。

アクセス記録の確認



自宅のパソコンから、自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できます。
※平成29年1月から提供予定

マイナンバー制度のお問い合わせ

☎0570-20-0178 平日 9:30～22:00
土日祝 9:30～17:30

※つながらない場合は、050-3816-9405におかけください。

カードの交付に関するお問い合わせ

市民生活課 市民係
☎72-1111 (内線221)